

公営企業会計の仕組み

資料 2

収益的収入
収益的支出

サービス提供
に関する予算

3条予算

損益計算書

当年度の収益や費用として計上しなければならないもの
(=支出の効果が当年度のみに及ぶ)
※現金支出が伴わないものも含む。

資本的収入
資本的支出

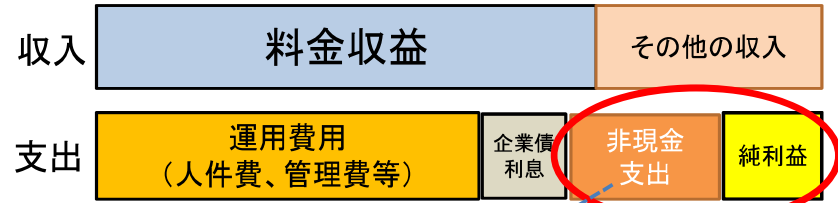
施設建設
に関する予算

4条予算

貸借対照表

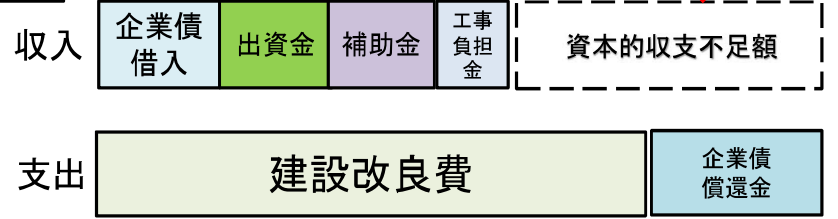
事業実施に費やす資本の増減
(=支出の効果が翌年度以降に及び、将来の収益に対応する)
※資産の取得、増設、施設のレベルアップ等

3条



減価償却費など
補てん

4条



- ・ 水道部では、水道事業会計、下水道事業会計ともに、地方公営企業法による公営企業会計を実施しています。
- ・ 「3条予算」「4条予算」とは、地方公営企業施行規則で、予算様式の「3条に収益的収支」を、「4条に資本的収支」を記載するとされていることによります。
- ・ 「黒字」「赤字」とは、収益的収支(3条予算)で利益が出ているかどうかを指します。
- ・ 資本的収支では、通常、支出に対して収入が不足することとなります。
- ・ 公営企業の予算では、原則、収益的収支で利益を生み出し、非現金支出を加えた内部留保資金を資本的収支の不足額に充当しなければなりません。